

文部科学省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた関係団体からの見解	
	区分	分野													
63	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	職業実践専門課程の認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦の手続きの見直し	【現行制度について】 「専修学校の専門課程」における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成26年文部科学省告示第133号)に基づく職業実践専門課程の認定に關して、「専修学校の専門課程」における職業実践専門課程の認定に關する実施要項において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求め。一方、学校名・学科名の変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げると、有意性があることから、見直しを求めない。	現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由していることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、各私立専修学校からの問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考え。	「専修学校の専門課程」における職業実践専門課程の認定に関する規程	文部科学省	神奈川県、新潟県、静岡県			北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県	○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながるかと考える。	専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。(そのため、令和元年度提案の管理番号03とは状況が異なる。) 職業実践専門課程では、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を適用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握した上で、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。 令和4年度から職業実践専門課程の地方財政措置がされている現状においては、学校の質の保証を担保する上でも、その重要性は益々大きなものとなっているところである。 また、申請された学校に係る事業関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要があるところ、所轄庁から「推薦」を行っていただくことで必要なトラブルや手戻りが回避できている。(例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。) なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要のため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。	認定の要件は実施要項や記入要項等において明確に示されていることから、都道府県が推薦する上での裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。 したがって、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。 なお、責務がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、責務が実施する他の問合せ等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考える。 については、全体効率化の観点から責務が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考える。
64	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	キャリア形成促進プログラムとして認定に係る都道府県知事から文部科学大臣に対する推薦の手続きの見直し	【現行制度について】 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程(平成30年文部科学省告示第170号)」に基づくキャリア形成促進プログラムの認定に關して、「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に關する実施要項」において、私立の専修学校にあっては都道府県知事から文部科学大臣に対し推薦及び届出を行うこととされている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は、実施要項、記入要項等において明確に示されており、都道府県知事が推薦をしないといった裁量がなく、都道府県知事から推薦を行う意義は乏しい。一方、都道府県知事から推薦を行うこととされているため、実質的に都道府県において、各私立専修学校より提出された申請書の事前審査を行う必要がある。また、申請に係る私立専修学校からの問合せや推薦後の文部科学省からの補正についても、都道府県を経由して行われているが、都道府県に実施要項等の解釈権限がないことから、その都度、文部科学省に問合せを要するなど、相当の事務量となっている。 【支障の解決策】 「推薦」については、都道府県を経由することの意義が乏しいことから、文部科学省が直接申請を受け付けるよう見直しを求め。一方、学校名・学科名の変更等に係る「届出」については、所管庁を経由することで、届出漏れを防げると、有意性があることから、見直しを求めない。	現行制度では、推薦に係る各私立専修学校からの不明点の問合せ及び文部科学省からの補正事項について、都道府県を経由していることから、各私立専修学校への当該連絡等に日時を要しており、文部科学省が直接、申請を受け付け、問合せ等に対応することで、各私立専修学校においても、事務の効率化につながる。また、都道府県においても、推薦に係る形式的な事前審査や、問合せ及び補正に係る文部科学省への問合せについて、相当の事務量を要していることから、文部科学省が直接申請を受け付けることで、事務の効率化につながる。なお、当該認定の対象校となりうる私立専修学校に対し、認定に係る申請を促すことは所管庁である都道府県の役割であると考え。	「専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」	文部科学省	神奈川県、新潟県、静岡県		北海道、宮城県、山形県、茨城県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県	○当県においても、同様の対応をしており、文部科学省が各私立専修学校からの申請を直接受け付け、問合せ等に対応することで、事務負担の軽減につながるかと考える。	専門学校の所轄庁は、私立は都道府県知事、公立は都道府県教育委員会である。(そのため、令和元年度提案の管理番号03とは状況が異なる。) キャリア形成促進プログラムでは、文部科学省で実施要項を定め、所轄庁からの推薦や取りまとめなどの協力のもと、文部科学省において要項に基づいた審査を行うことで、大臣認定制度を適用してきたところである。所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握した上で、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。 また、申請された学校に係る事業関係について、文部科学省から所轄庁に対し、問合せを行う必要があるところ、所轄庁から「推薦」を行っていただくことで必要なトラブルや手戻りが回避できている。(例えば、文部科学省は専門学校の所轄庁ではないため、申請校が現に実在することや、認定要件ではない部分での問題やトラブル等を抱えていないか、について判断ができない。) なお、仮に御提案を受け入れるに当たっては、文部科学省の事務体制の強化を含めて検討が必要のため、一定の時間を要することをご理解いただきたい。	認定の要件は実施要項や記入要項等において明確に示されていることから、都道府県が推薦する上での裁量は実質的に無い状況。また、推薦理由の記載欄等も求められていないことから、推薦者として期待されていることが現れておらず、申請の事前審査的かつ窓口的役割に留まっているのみであることからすれば、推薦行為そのものの意義は乏しいのが実態である。 したがって、所轄庁として各校の状況を知っておくことに意義はあるが、そのために本「推薦事務」を行う必要性は乏しく、申請や認定の状況を共有いただくことでその目的は達成できると考える。 なお、責務がトラブルや手戻りの例として示している「申請校が現に実在することの確認」については、責務が実施する他の問合せ等で当該申請校が現に実在するかを確認することは可能であり、改めて所轄庁の確認が必要かは疑問である。また、「認定要件ではない部分での問題やトラブル等の把握」についても、そもそも認定要件ではない部分での情報がどれだけ必要なかは疑問であり、仮に認定に当たって疑義が生じる場合は所轄庁へ意見照会するなどして対応することが可能であると考える。 については、全体効率化の観点から責務が直接申請を受け付ける方式に見直すべきと考える。	

文部科学省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。</p>		<p>所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。 令和4年度から職業実践専門課程の地方財政措置がされている現状においては、学校の質の保証を担保する上でも、所轄庁である都道府県等を介して行い、その実態を把握いただくことは重要であり、特に職業実践専門課程の認定校への補助を行っている都道府県等においては、その重要性は益々大きなものとなっているところである。 また、認定要件に限らない問題やトラブル等をかかえている学校については、文部科学省において、書面審査だけでは事前判断ができません。そのような学校を認定することは、『職業実践専門課程』制度全体の質の低下につながりかねないため、自顧から管下の専門学校に対する指導助言等を通じて学校の現状を把握している所轄庁において、認定校に係る一定の質の担保を行うことは必要であると考えます。 については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。 一方、御提案のとおり、認定の要件等については、実施要項等において示しており、所轄庁における裁量の余地が少ないことから、推薦時における認定要件に係る質問や不透明点は、文部科学省において直接対応することを検討する。</p>	<p>5【文部科学省】 (2) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程 職業実践専門課程(2条)として認定する専修学校の専門課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件に係る質問や不透明点等の問合せは都道府県等を経由せず文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	事務連絡	令和5年度8月発出予定	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保するという観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うこととする。 ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不透明点等の問合せについては、都道府県等を経由せず、文部科学省において直接対応することとする。	当該措置については、令和5年度の職業実践専門課程の推薦等に係る手続(令和5年8月頃事務連絡等発出予定。)より実施することとし、その旨事務連絡中に記載する予定。
	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第3項などから、法律又は政令に基づかない(省令等以下の形式に基づく)義務付け・枠付けについては認められないため、廃止すること。</p>		<p>所轄庁から推薦いただくことは、所轄している各校の状況を把握いただくとともに、管下の学校教育の質保証及び当該制度の質保証にも資するため、意義があると考えている。 また、認定要件に限らない問題やトラブル等をかかえている学校については、文部科学省において、書面審査だけでは事前判断ができません。そのような学校を認定することは、『職業実践専門課程』制度全体の質の低下につながりかねないため、自顧から管下の専門学校に対する指導助言等を通じて学校の現状を把握している所轄庁において、認定校に係る一定の質の担保を行うことは必要であると考えます。 については、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うことをお願いしたい。 一方、御提案のとおり、認定の要件等については、実施要項等において示しており、所轄庁における裁量の余地が少ないことから、推薦時における認定要件に係る質問や不透明点は、文部科学省において直接対応することを検討する。</p>	<p>5【文部科学省】 (2) 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程 キャリア形成促進プログラム(2条)として認定する専修学校の専門課程又は特別の課程に係る都道府県知事等の推薦手続については、推薦時における認定要件に係る質問や不透明点等の問合せは都道府県等を経由せず文部科学省において直接対応するなど、都道府県等の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	事務連絡	令和5年度8月発出予定	都道府県知事等の推薦手続については、学校及び制度全体の質の保証を担保するという観点から、引き続き所轄庁である都道府県等を経由して手続きを行うこととする。 ただし、推薦時における認定要件等に係る質問や不透明点等の問合せについては、都道府県等を経由せず、文部科学省において直接対応することとする。	当該措置については、令和5年度のキャリア形成促進プログラムの推薦等に係る手続(令和5年8月頃事務連絡等発出予定。)より実施することとし、その旨事務連絡中に記載する予定。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
68	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	教科書採択期間から需要数報告期までの適切な事務処理期間の確保	十分な教科書調査研究期間及び需要数報告の事務処理期間の確保のため、需要数報告期について現行より余裕を持って設定する。	教科書採択までの十分な調査研究期間の確保、正確な需要数の把握及び県下各機関の負担軽減。	義務教育諸学校の教科用図書に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条の2、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条	文部科学省	神奈川県		北海道、仙台市、横浜市、千葉市、八王子市、小田原市、豊橋市、京都市、兵庫県、山形県、宮城県、高知県、熊本県	○当市における需要数報告については、市立小中学校36校から提出される書類の受領、確認、報告作業を行っているが、取りまとめに2週間程度を要している。特に、各学校からの報告内容については、児童生徒数との整合性も含め、内容に誤りがないか確認しており、誤りがあった場合は修正を依頼しているため、県への報告までに時間を要している。 ○教育委員会への報告時期は、学校の夏季休暇期間にあたるため、担当者が勤務していない場合があり、修正に時間を要している。 ○児童生徒の使用する教科書について、実態等に合わせた調査のために十分な期間を確保する必要がある。また、その後の事務の時間の確保も必要である。 ○当市でも令和2年度の教科書採択の際、スケジュールがかなり逼迫しており、十分な調査研究期間の確保のため、十分な調査研究期間の確保が必要である。 ○当県における需要数報告業務にあたっては、学校から提出される書類の受領、確認、集計作業の補正に多くの時間を費やしている実態があり、採択時期から需要数報告期までの期間内に進捗なく事務処理を行うことは困難な状況である。また、採択に要するまでの事務量も多く、タイトなスケジュールとなっている。 ○当県においても、需要数報告に当たっては、市町村立小・中学校、私立学校、県立特別支援学校等から提出される書類の受領、確認、集計作業に約1か月を要するため、各機関から県教育委員会に対する需要数報告の期限を、法律が定める採択時期より先となる8月下旬の第1次期限と9月当初の第2次期限と、2回に分けてに設定している。各機関における採択日から県への需要数報告までの期間が短いため、需要数報告の事務処理期間の確保が難しく、結果として修正や差し替え事例が多く発生しており、県から国に対する報告も、期限前日や当日に駆け込みで処理しなければならないことが常態化しつつある。 ○令和2年度は8月11日に全教科の採択を終えるために、4月末から調査研究に取り組んでいた。また、県への教科用図書需要数報告を8月31日までにするため、各学校の需要数報告×切は8月21日としていた。8月中旬は学校閉庁日もあり、採択教科書の情報を入力してから、提出まで数日しかない学校もあり、学校の担当者に負担をかけることとなった。	文部科学省はこれまで、教科書発行者に対し、教科書見本を作成次第速やかに送付することを求めるとともに、平成15年には教科書発行者等の関係者と協議・調整した上で、法令上の採択期限及び需要数報告期限を約2週間程度繰り下げ、9月16日としたところである。さらなる報告期限の見直しについては、その後の教科書発行者による印刷業務や教科書供給会社による供給業務への影響が大きい。翌年度4月に児童生徒に授業且つ返品品の教科書が行き届くことを確保するためには報告期限をこれ以上後倒しすることについて、現状において物理的に困難である。 なお、支障事例について、県内各学校が予め需要数の調査を行い、採択決定後に教科用図書を取り込みし、学校単位で需要数を再入力する必要があるのであるため、スケジュールのひっ迫は回避できない。 なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、県の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定するための基本的な方針を定めよう努めるものとする。 他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体化して日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。	
131	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本方針の策定を法律で求めること	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の責務であり(日本語教育推進法)、取替基本方針の策定について規定はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションプラン」を策定済である。) また、当県アクションプランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針策定の必要はない。 このほか、国の基本方針の見直し(概ね5年ごと)に応じた地方公共団体の基本方針見直しが必要となるが、そもそも、地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直しを行うべきである。(当県アクションプランは概ね3年で見直し)	地方自治体の業務効率化	日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第40号)	外務省、文部科学省	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会		仙台市、豊橋市、岡山県、宮崎県	○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考え、日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とするが望ましいと考える。 ○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未策定や市町村の総合計画に位置付けているのみで、自治体もある中で、日本語教育推進だけを取り出した形とある基本的な方針の策定を求めるとは困難である。 同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方向的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。 (参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号) (地方公共団体の基本的な方針) 第十一条 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めよう努めるものとする。 他方で、本方針の策定は、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものであるが、他の計画と一体化する等の対応は否定されておらず、各都道府県、市区町村において、地域における多文化共生推進プランや地方公共団体の総合計画等、関連する計画や方針と一体化して日本語教育の推進に関する基本的な方針を定めることで当該努力義務を果たすことも考えられる。こうした旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。	日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針については、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。 同法はいわゆる議員立法ではない他法の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能ではないかと考えられている。 なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、県の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定するための基本的な方針を定めよう努めるものとする。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況				
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【仙台市】文科省の回答は、採択事務期間の逼迫理由を都道府県の事務期間設定に問題があると指摘しているが、各都道府県や市町村教育委員会の教科書採択事務の実態を理解した回答になっていることは重い。採択に使用する教科書見本本の配本時期(4月末まで)や教科書目録の発行時期(4月末)、編集趣意書の発行時期(5月上旬)、教科書展示会開催期間(6月中)など、様々な制約がある中、採択期間となる4月から6月1日までの間の、実施可能日、調査研究等に当たる学校の教員や事務員のスケジュール確保、教科書採択に向けた審議や調査研究の内容や回数を見れば、本市の場合、採択は最遅で7月末となる。これらは、文科省が通知する「公正確保の徹底」に基づく十分な審議や調査研究の実現、「採択事務処理」で求められている正確な需要数報告などに対応するものであり、「公正確保の徹底」にある採択手続の適正化と重要な関わりを持つ。採択結果を学校へ通知し、各学校からの需要数の報告を受け、正確に都道府県教委に報告するには、限定された期間内で膨大な確認作業や集計作業等の事務処理を要する。規模の小さい市町村教委と政令指定都市規模の教委では必然的に取組事務量は異なり、一律ではない。文科省回答にある事務作業の提案は、教科書採択に関する業務を見込みで行うように受け止められるが、通知内容に照らして、問題は無いのか疑問である。次年度は4年に1度の小学校教科書の改訂を含む採択年度となり、求めている措置の必要性は今年度以上に高くなると考える。</p> <p>【小田原市】報告期限のこれ以上の後ろ倒しが困難とのことから、各学校への報告依頼の誘導を前倒しするように提言するとともに、需要数集計事務と採択事務を同時期に行うなど、スケジュール調整により、回避手段を講じていきたい。</p>	<p>【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>各都道府県から需要数報告が行われた後、文部科学省において47都道府県分の約1,800点に及ぶ教科書ごとの需要数集計結果を精査し、義務教育段階の教科書については例年10月上旬に、高等学校段階の教科書については11月上旬に文科省から各教科書発行者に対して発行の指示を行う。この指示を受け、各教科書発行者は10月下旬から翌年1月頃までの期間において約1億3千5百万部の印刷・配布を行うとともに品質確保のため丁寧に印刷・配布を確認している。そして完成した教科書から、11月から2月にかけて全国約2千7百の教科書取扱書店に順次発送する。各教科書取扱書店では供給対象の学校ごとに分類し、3月中に約3万5千校の学校に迅速なく供給・販売することとなっていることから、翌年度4月に児童生徒に授業且つ高品質の教科書が行き届くことを保障するためには報告期限をこれ以上後ろ倒しすることについて、現状においては物理的に困難である。一方で、都道府県や市町村の学校数、事務処理体制、具体的な採択手続は異なるため、一概にお答えすることは困難であるが、①採択結果後の需要数の確定作業に一定の時間を要すること、②既存の教科書事務執行管理システム(以下「現行システム」という。)が機能していること等を踏まえ、また、文部科学省からの採択及び需要数報告に係る事務連絡並びに教科書目録や著作権関係者名簿等の情報提供の早期化・集約化に対するニーズがあることも承知している。これらの状況を踏まえ、文部科学省では、引き続き、都道府県・市町村等に向けた事務連絡や情報提供を早期化・集約化することで採択権者の事務負担軽減に取組むとともに、採択及び需要数集計・確定の業務効率化に向けた動きを行うこととする。これに加え、現行システムの課題を分析し、自治体の円滑・迅速な採択・需要数報告事務を可能とするための抜本的なシステム改修に向けた概要要求をしており、今後、改修を着実に進めていきたい。</p>	<p>5【文部科学省】(4)教科書の発行に関する臨時措置法(昭23法132)地方公共団体が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務については、当該事務の効率化など地方公共団体の事務負担を軽減する方を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>通知等</p>	<p>〇通知等は令和5年3月31日に発出済。 〇現行システムの改修については、課題分析を行った上で、負担軽減や業務効率化に資する具体的な解決策の検討を今後行う。</p>	<p>〇毎年度発出する通知(採択公正確保・事務処理や著作権関係者名簿に係る通知)の内容を集約・体系化するとともに迅速に発出した。 ・「令和6年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」(令和5年3月1日付文部科学省初等中等教育教科書課長通知) 〇採択及び需要数報告に係る事務処理に必要な情報をまとめたポータルサイト(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotu/kyoukaishi/saikaku/128214_00007.htm)を令和5年4月に新設した。</p>	<p>〇現行システムについては、令和4年度における検討結果を踏まえ、引き続き改修に向けた取組を進める。</p>	
	<p>【全国知事会】計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、首次の報告等に基づき、必要最小限のものとするに追加し、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。</p> <p>都道府県や市町村それぞれの地方公共団体としての役割が国の基本方針においても明確化されておらず、地方公共団体に基本方針を策定させようとする意図が見えず、基本方針という手法だけでなく、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、日本語教育の推進という目的は達成できるのではないか。議員立法であっても、成立すれば執行は各府県で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していきたい。</p>	<p>地方公共団体における日本語教育の推進に係る取組の進捗は、地域によって大きく異なるのが現状で、令和元年の日本語教育の推進に関する法律の制定及び令和2年の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の閣議決定を踏まえ、地方公共団体における体制の整備や基本的な方針の検討が始まったばかりである。このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な進捗を持たし取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討していきたいと考えている。</p> <p>また、基本的な方針の策定は、法律上、地方公共団体に対する努力義務として位置づけられており、各地方公共団体の判断で策定されることが望まれるものである。このため、①他の計画と一体化する等の対応も可能であり、「多文化共生の推進に係る国策(計画)等、総合的な関連する計画や方針と一体化して方針を策定することも考えられる。さらに、②都道府県と市区町村が、連名により方針を策定することや、③都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め、市区町村がこれに基づいて施策を実施することも可能であると考えている。</p> <p>文化庁としては、都道府県や市区町村がそれぞれ単独で方針策定を求めるとは、このように柔軟な形で策定することで方針策定に係る負担の軽減を図ることが可能である旨を地方公共団体向けの会議等において、丁寧に周知してまいりたい。</p> <p>国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。</p>	<p>5【外務省(2)】【文部科学省(18)】日本語教育の推進に関する法律(令元法48)日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>1ポツ目 文化審議会国語分科会報告、研修会、通知</p>	<p>令和5年3月</p>	<p>・提案募集検討専門部会からの指摘を踏まえ、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、専門部会からの指摘を報告の上、地方公共団体における柔軟な対応について審議を行い、方向性を提示した。 ・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修(令和4年12月26日)において、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日 閣議決定)の該当部分と共に、上記の小委員会の審議内容について紹介した。 ・「地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について」(令和5年3月10日事務連絡)において、上記の小委員会の審議内容等を引用し、柔軟な対応が可能な旨を再度周知した。 ・都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議(令和5年3月14日)において、上記の小委員会の審議内容や事務連絡について紹介し、再度周知した。</p>			
					<p>2ポツ目 検討中</p>	<p>おおむね5年ごとに検討を加えるとしている「日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針」の次回の見直しまでに結論を得る。</p>	<p>地方公共団体における基本的な方針に係る事務の実態等についてフォローアップを行い、日本語教育の推進に関する国の基本的な方針の次回の見直しの際に、必要な措置を講ずることとした。</p>	<p>都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修(令和4年12月26日)、都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議(令和5年3月14日)、地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について(令和5年3月10日事務連絡)による周知を踏まえ、地方公共団体における基本的な方針の策定状況等について、令和5年度中にフォローアップを行う。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による市民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
137	B	地方に対する規制緩和	05 教育・文化	地方スポーツ推進計画の廃止	地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める	スポーツ基本法第10条では、地方スポーツ推進計画について「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるもの」として定められている。一方、平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)によると、「『地方スポーツ推進計画』を策定していない市町村が相当数に上っていることから、都道府県においては、当該市町村に対して積極的な対応を促すこととされており、実質的に計画策定を義務付ける規定となっている。	地方自治体の業務効率化	スポーツ基本法第10条	文部科学省	広島県、全国知事会		茨城県、愛知県、高知市、五島市	スポーツ基本法は超党派の議員立法により成立したものであり、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間事業者等に共通する基本理念(第2条)や、関係者相互の連携・協働(第7条)について定めている。 地方スポーツ推進計画は、その地方の実情に即したスポーツの推進を図るためのものであり(第10条)、独立した行政分野のまとまりであるスポーツ行政について、計画的な行政を遂行する上で基礎となるものである。また、国の計画を参照した計画策定の努力義務は、教育基本法に基づく地方の教育振興基本計画や文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画と同様である。 スポーツ庁は、国としてスポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する立場から(スポーツ基本法第3条)、各地方公共団体に対し地方スポーツ推進計画に関する適切な対応を求めているが、計画の内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではない。 計画策定に関する負担軽減については、令和4年度からの第3期スポーツ基本計画において、「地方スポーツ推進計画を策定・決定するに当たっては、第3期計画の記載事項を形式的に全て踏まえる必要はなく、各地域が有するスポーツ資源等を十分に踏まえた上で、各地域における課題解決等にスポーツの力がどのように寄与できるのかを検討した上で、各地域の実情に応じた地方スポーツ推進計画となることが望ましい」と市町村が地方スポーツ推進計画を策定する際には、近隣の地方公共団体と協力しながら策定することも含めて、各地域の実情に応じて適切に判断されることが望ましい」と(本文78ページ)と記載しており、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮している。 ただし、既に一部の地方公共団体において実例があるとおり、現行法は必ずしも形式上、スポーツ単独での計画策定を義務付けるものではないと解されることから、今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい。	平成30年10月23日付けスポーツ庁次長通知(30ス庁第464号)においては、「単独の計画を有せず、他の計画においてスポーツ分野を盛り込んでいる地方公共団体については、「必要に応じて、単独の計画の策定を含めて検討を行うこと」とされていた。一方、第1次回答では、「市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知することとしたい」とされており、市町村等の負担に一定の配慮をしていたものと認識している。 しかし、計画の策定は、本来、地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであるにもかかわらず、地方公共団体に対し、計画の策定を求める義務には変わりがないことから、引き続き、地方に対する「実質的な義務付け」を解消するため、計画策定に係る規定を削除することを求めている。	
197	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	後期高齢者医療および介護保険の電子化	後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合には「特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。	後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過徴納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特別徴収保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、ハッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いため、ハンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、ハッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、ハッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を担っている。 【支障の解決策】 年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、ハンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。	業務の効率化およびペーパーレス化につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律第119条、介護保険法第139条	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大田市、大村市、宝塚市	○現行の紙媒体管理だと長期保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手間が生じている。 ○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数人でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。 ○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excelファイルで還付対象者等を管理している。件数は月50件程度であり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到着後、徴収業者番号を確認しAccessシステムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自自治体で編集可能であることが望ましい。 ○当市では、ハッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理経路の観点から、電子化を希望する。 ○当市においては、職員により目視および手入力でのデータを取り込んでいた。 ○当市介護保険においても、死亡日に関し発生した特別徴収の過徴納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。 ○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。	ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、 ・電子的な提供方法の検討 ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証 ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいります。	後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理しているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためにハンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、ハッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込み等の非効率な作業を行っている。 本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。 関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・特付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加工し、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び独立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、特に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していきたい。 計画という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、地方スポーツの推進という目的は達成できるのではないか。 議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、現在第3期目であることも踏まえ、今一度状況を検証し、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。	スポーツ庁は、国会の意思として示されたスポーツ基本法に基づく施策を推進する立場であり、同法に基づく地方スポーツ推進計画の策定は、独立した行政分野のまとまりであるスポーツ行政について、その計画的な遂行にあたり基盤となることから、引き続き重要なものであると考えている。 一方で、現行法上、計画の策定は努力義務であり、策定していない市町村に対し、策定を個別に指導しているものではない。また、策定しないことをもって、当該市町村に対し、国の事業等において不利益が及ぶものではない。 平成30年の通知については、法令の範囲内で発出したものであるが、ご提案を踏まえ、地方公共団体の受け止め方にも留意し、現行法は必ずしも、スポーツ分野単独での計画策定や数値目標を定めた計画を求めているものではないこと、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、改めて通知の発出等により周知することとしたい。	5【文部科学省】 (14)スポーツ基本法(平23法78) 地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。 ①地方スポーツ推進計画の策定等については、「(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるものの前計画の巨額事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ②地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	1ポツ目 通知	令和5年1月	「地方スポーツ推進計画」の策定等に係る事務負担の軽減について(令和5年1月18日付けスポーツ庁次長通知)	
					2ポツ目 検討中	令和8年度末までに結論を得る。	検討中	地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討する予定。
			年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携の基盤の内容も踏まえて検討する必要がある。 また、特別徴収に関しては、システム改修や事務フローの見直しの観点からは、令和元年におけるご提案等も含め、全体として改善案を検討することが効率的であるため、それらの要望とあわせて一体的に見直しを検討してまいりたい。	5【総務省(18)】【財務省(4)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(36)(11)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)及び介護保険法(平9法123) 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の送納・送付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	検討中(令和6年中に結論を得る。)	年金保険者や各保険料等の担当部局等とともに、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の送納・送付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討中。関係省庁を含め、具体的な実現方法やスケジュールの目途の決定に向けて調整中。	年金保険者・地方公共団体等への影響、行政機関間の情報連携基盤(公共サービスメッシュ)の在り方を踏まえ、後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の送納・送付事務に係る書類の電子データの提供に必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。

管理番号	議案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
214	A	権限移譲	07 産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の取扱いの権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事象が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。 例えば、各種学校事業、宗教事業、スポーツ施設提供事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2〜3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならないが、県内を活動地区とする組合に対して統一の対応を行うことができない。当県における文部科学省所管各分野の実績は、過去3年間で6件である。 一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分野は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。こうした状況に鑑み、文部科学省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができる日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	文部科学省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会			大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県	○事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一かつ迅速な対応ができることと、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。	提案いただいている、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、検討を進めてまいりたい。	2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。また、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。
231	A	権限移譲	03 医療・福祉	保育関係施設・事業の認可等に関する事務の取扱いの権限移譲	認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)、特定子ども・子育て支援施設等、認可外保育施設などに関し、施設・事業に変更が生じた場合に届け出ることとされている事項は、各施設・事業に係る法令においてそれぞれ規定されている。 保育関係施設は1つの施設で複数の事業を行っているケースが多く、施設・事業に変更が生じた場合には、当該施設・事業に係る法令ごとに規定された事項をそれぞれ届け出なければならないことから、事業変更においては当該施設・事業ごとに法令を確認する必要があるなど負担が大きく、加えて、届出遅れや誤り等が生じており、地方公共団体における事務負担も大きなものとなっている。 また、届出事項において、地方公共団体が把握する必要性の乏しい事項があり、事業者及び地方公共団体にとって負担となっている。 以下に変更届の具体例を示す。 幼保連携型認定こども園変更届(認定こども園法) 児童福祉施設変更届(児童福祉法) 児童福祉施設変更届(児童福祉法) 一時預かり事業変更届(児童福祉法) 病児保育事業変更届(児童福祉法) 認可外保育施設変更届(児童福祉法) 特定教育・保育施設変更届(子ども・子育て支援法) 特定地域型保育事業者変更届(子ども・子育て支援法) 特定子ども・子育て支援施設等変更届(子ども・子育て支援法) 業務管理体制変更届(子ども・子育て支援法)	変更届出事項について、当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定められることとなり、各施設・事業の変更届出事項を統一するなどの対応が可能となる。 これにより、事業者等における変更届出事項への認識が深まり、事業者や地方自治体の事務負担の軽減が図られる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則、児童福祉法、児童福祉法施行規則	文部科学省、こども家庭庁	浜松市		高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市	○各届出の必要事項を統一することについては特に問題はない。 ○各市においても、1つの施設が、複数の施設又は事業としての位置づけがなされているため、法令により変更事由によって変更手続きが必要不要であったり、手続きの必要性も統一されていない。また、一つの変更事由で複数の法令にもとづく変更届を提出しなければならないが、様式も統一されていないことから、事業者の重畳作成及び自治体職員による確認に時間を要し、大きな負担となっている。届出事項の統一及びシステム等の活用による手続きの一本化が必要であると考えます。 ○施設類型によって、届出を要する内容が異なる場合があり、それが事業者や地方自治体の負担増の一因になっていると懸念する。また、地方自治体が把握する必要性の乏しい届出事項もあると感じている。 ○法における届出事項を検討し、例えば全国統一の様式を規定するなど、事業者及び行政の負担軽減により効果がある方を検討すべきと考えます。 ○変更届の種類が多岐にわたることから、統一されることが望ましいとは思うが、条例等で定めるのではなく法令により定める必要があると考える。	施設・事業に変更が生じた場合における変更届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、御提案の条例で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。	認定こども園や保育所などにおいては、1つの施設において一体的に様々な事業を実施していることから、複数の法令が関係し、届出事項に変更が生じた場合には、該当する施設・事業に応じた変更届の提出が必要になります。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあります。しかし、施設・事業の整理により変更届出事項が異なること、また、届出時期に事前と事後のものが混在していることから、事業者側の認識不足による届出遅れが散見する懸念が生じており、地方自治体においても、変更届出事項に該当するかの確認や届出遅れが生じていないかの確認などの事務が発生し、制度が複雑化している結果として、双方における事務負担が大きくなっています。また、変更届出事項のうち、幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積り及び維持方法」、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「認定こども園の名称」、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」、保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する事項」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援提供者が届け出ることとされている「役員の名、生年月日及び住所」、「設置者又は事業者の定款、寄附行為等」、一時預かり事業や病児保育事業を行う者が届け出ることとされている「条例、定款その他の基本約款」、「事業を行うとする区域」、「職員の数及び職務の内容」、「主な職員の氏名及び経歴」、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者が届け出ることとされている「業務管理体制の整備に関する事項」等、通常の施設・事業の管理運営では使用しない情報や、届出の内容として重複する情報など、届出の必要性が低いものがあります。この届出の必要性については、地方自治体により相違が生じることは無いと考えられます。そのため、指標のとおり見直し指標とのことであるのであれば、各届出事項の必要性を明確に示していただきたいと考えます。 変更届出事項を施設・事業ごとの特性を考慮した最低限の事項に統一することで、事業者における変更届出事項の認識が高まり、届出遅れの解消が見込まれるほか、地方自治体における事務負担が軽減されます。また、変更届出事項を統一することで、法令毎の届出ではなく、各法令を網羅した共通様式での変更届出ということも可能になり、事業者側及び地方自治体の事務負担が大幅に軽減されます。 以上より、変更届出事項について、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすること、又は、法令改正により統一することを求めます。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月29日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求め る。		提案いただいている、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、 報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、同旨の提案をいただいている他省庁と 連携して検討を進めてまいりたい。	4【文部科学省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に 関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に関する認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域 にわたる事業協同組合等であって文部科学省の所管に係るもの)に関す る事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後 も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府 県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に 結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	未定	都道府県に対して権限移譲に係 るアンケート調査を実施した。そ の結果を踏まえ、権限を都道府 県に移譲するとの結論を得た。	都道府県への移譲に向けた具 体的な措置について、関係省庁 等と共に検討を進め、政令改正 に向けた準備を行う。
		平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・ 保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出 事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方に おいて事務負担が増大している。特に、 ・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費 の見積もり及び維持方法」 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされて いる「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外 の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内 容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」 ・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出るこ ととされている「法人格を有することを証する書類」 などは、そもそも届出事項として不要ではないか。 認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省 令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性 に合わせることができるよう、法形式を統一すべきではないか。 事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの 改善方法はないか。	施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届 出を行うべき事項を定めているため、御提案の案例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにす ることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の 必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。 一方で、9月4日開催の「地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会」の提案団体提出資料において 示された現在の変更届出事項の簡易整理表について、自治体や事業者の手続に資するよう、関係府省が連 携してより正確な一覧表を作成することにまずは取り組みたい。 なお、現行制度においても、各法令で様式が定められていないものについて、各自治体の実情を踏まえて兼 用の様式を作成することは可能である。	5【内閣府(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総 合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法 (平24法65) 児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変 更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負 担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた 変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度 中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務 の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。	事務連絡	令和5年6月8日発出	事業者及び地方公共団体の利 便性も踏まえた変更届出が必要 な事項の一覧表を作成し、地方 公共団体宛てに通知した(「児童福 祉法等に規定する変更届出事項 に関する一覧表について」 (令和5年6月8日付けこども家 庭庁成育局保育政策課・文部科 学省初等中等教育局幼児教育 課事務連絡))。	
					検討中	令和5年度中	各届出事項について、地方公共 団体の実務の状況等を踏まえた 点検の検討を行っている。	令和5年度に、自治体に対して 届出事項の必要性に関する調 査を行う。